

平成26年度当初予算知事査定ヒアリング資料

部局名:環境生活部

順番	細事業名	事業費	ページ
1	私立学校校舎等耐震化整備費補助金	112,877	1
2	総合博物館管理運営費	171,364	7
	総合博物館展示等事業費	144,886	9
3	マタニティ・ハラスメントのない職場づくり事業費	1,906	13
4	環境修復事業費	2,795,219	17
5	廃棄物系バイオマスに係る再資源化等事業化検討事業費	18,527	23
	合 計	3,244,779	

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 私学課

事業概要						
細事業名	私立学校校舎等耐震化整備費補助金			区分	継続	
	施策	221	学力の向上			
		22105	私学教育の振興			
基本事業	目標項目		25年度実績値	27年度目標値		
	特色化教育実施事例数			100件		
選択・集中 重点化施策	緊1	命を守る緊急減災プロジェクト				
	重点					
根拠 (法令等)	私立学校振興助成法 三重県補助金等交付規則 環境生活部関係補助金等交付要綱					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額 (千円)		48,752千円	34,968千円		
	決算額 (千円)		29,870千円			
事業の目的	私立学校の校舎等の耐震化（耐震診断・耐震補強計画策定・耐震補強設計・耐震補強工事・耐震改築工事）に取り組む学校法人に対して助成を行うことにより、児童・生徒が安心して学べる環境の整備を促進します。					
事業目標	私立学校の耐震化率 92.4%（選択・集中プログラムの数値目標）					
前年度からの 変更点	変更点はありません。					
事業の必要性と期待される効果	私立学校の校舎等の耐震化は緊急の課題であり、学校法人に対して耐震化を促していく必要があります。 耐震化が促進されることにより、児童・生徒が安心して学べる環境の整備が図られます。					

取組詳細

取組概要

私立学校の校舎等の耐震化（耐震診断・耐震補強計画策定・耐震補強設計・耐震補強工事・耐震改築工事）に取り組む学校法人に対して助成を行います。

取組内容等

（1）私立学校校舎等耐震化整備費補助金 112,877 千円（112,877 千円）

耐震化に取り組む学校法人に対して助成を行います。

「平成 26 年度助成予定」

- ・耐震診断：高校 1 校 1 棟、幼稚園 1 園 1 棟
- ・耐震補強工事：高校 2 校 2 棟、幼稚園 1 園 1 棟
- ・耐震改築工事：幼稚園 1 園 1 棟、特別支援学校 1 校 1 棟

担当課 環境生活部 私学課

事業概要							
細事業名	私立学校校舎等耐震化整備費補助金				区分	継続	
	221	学力の向上					
施策	22105	私学教育の振興					
基本事業	目標項目		24年度実績値	27年度目標値			
	特色化教育実施事例数		87件	100件			
選択・集中 重点化施策	緊1	命を守る緊急減災プロジェクト					
	重点						
根拠 (法令等)	私立学校振興助成法 三重県補助金等交付規則 環境生活部関係補助金等交付要綱						
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	予算額 (千円)		48,752千円	34,968千円			
	決算額 (千円)		29,870千円				
事業の目的	私立学校の校舎等の耐震化（耐震診断・耐震補強計画策定・耐震補強設計・耐震補強工事・耐震改築工事）に取り組む学校法人に対して助成を行うことにより、児童・生徒が安心して学べる環境の整備を促進します。						
事業目標	私立学校の耐震化率91.6%（選択・集中プログラムの数値目標）						
前年度からの 変更点	変更点はありません。						
事業の必要 性と期待さ れる効果	私立学校の校舎等の耐震化は緊急の課題であり、学校法人に対して耐震化を促していく必要があります。 耐震化が促進されることにより、児童・生徒が安心して学べる環境の整備が図られます。						

取組詳細

取組概要

私立学校の校舎等の耐震化（耐震診断・耐震補強計画策定・耐震補強設計・耐震補強工事・耐震改築工事）に取り組む学校法人に対して助成を行います。

取組内容等

(1) 私立学校校舎等耐震化整備費補助金 34,968 千円 (34,968 千円)

耐震化に取り組む学校法人に対して助成を行います。

「平成 25 年度助成予定」

- ・耐震診断：高校 1 校 2 棟
- ・耐震補強工事：高校 1 校 1 棟、幼稚園 1 園 1 棟、特別支援学校 1 校 2 棟
- ・耐震改築工事：高校 1 校 1 棟

中間進捗情報

成果と残された課題

(1) 成果

関係する学校法人において、耐震化事業の補助金交付申請に向けた取組が進められています。

(2) 課題

早期に耐震化が進むよう各学校法人に対して、耐震計画策定を促していく必要があります。

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向

〔下半期〕

耐震補強（改築）工事が予定どおり実施されるよう進捗状況の把握に努めます。

〔翌年度〕

耐震化されていない校舎等の施設を有する学校法人に対しては、引き続き、それらの耐震化を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人に対して支援を行います。

年間実施結果

取組結果

成果と残された課題

(1) 成果

(2) 課題

見直しの視点

事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
該当なし

総

見直しの方向

廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)
見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) 現行通り 拡充

合

民間活力の活用

人材派遣 委託 PFI等 指定管理者制度 地方独立行政法人 現行通り

判

今後に向けた改善のポイントと取組方向

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

私立学校の校舎等の耐震化は緊急の課題であり、4年間の選択・集中プログラム期間中に集中的に支援を行います。

断

(2) 課題への対応

耐震化されていない校舎等の施設を有する学校法人に対しては、引き続き、それらの耐震化を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人に対して支援を行います。

事業概要

細事業名	総合博物館管理運営費				区分	新規
	262	生涯学習の振興				
施策	26201	学びあう場の充実				
基本事業	目標項目			25年度実績値	27年度目標値	
	県立生涯学習施設の利用者数				855,000人	
選択・集中						
重点化施策						
根拠 (法令等)	三重県総合博物館条例					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額					
	決算額					
事業の目的	<p>三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、平成26年4月に開館し、新たな「文化と知的探求の拠点」となる三重県総合博物館を適切に管理運営します。</p>					
事業目標	博物館の観覧者数：220,000人（平成26年度）					
前年度からの変更点						
事業の必要性と期待される効果	<p>県民・利用者との協創と多様な主体との連携により博物館の活動と運営を推進することにより、三重県総合博物館の使命である三重の自然と歴史・文化を保存、継承し、三重の人づくり、地域づくりに貢献を実現していきます。</p>					

取組詳細

取組概要

三重県総合博物館の管理運営を適切に推進するとともに、収蔵資料の管理を的確に行います。

取組内容等

(1) 総合博物館管理運営費（171,364千円）

平成26年4月に開館する三重県総合博物館を適正に管理運営するとともに、収蔵資料を適切な保存環境の下で的確に保存管理します。

事業概要

細事業名	総合博物館展示等事業費				区分	新規	
	262	生涯学習の振興					
施策	26201	学びあう場の充実					
	目標項目		25年度実績値		27年度目標値		
基本事業	県立生涯学習施設の利用者数				855,000人		
選択・集中 重点化施策							
根拠 (法令等)	三重県総合博物館条例						
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	予算額						
	決算額						
事業の目的	<p>三重県総合博物館の活動理念である「ともに考え、活動し、成長する博物館」のもと、3つの使命（①三重の資産の保全・継承、②人づくりへの貢献、③地域づくりへの貢献）を達成するために、3つの博物館活動（①調査研究活動、②収集保存活動、③活用発進活動）を2つの視点（①県民・利用者のみなさんとの「協創」、②多様な主体との「連携」）で進めていきます。</p>						
事業目標	博物館の観覧者数：220,000人（平成26年度）						
前年度からの変更点							
事業の必要性と期待される効果	<p>県民・利用者との協創と多様な主体との連携により博物館の活動と運営を推進することにより、三重県総合博物館の使命である三重の自然と歴史・文化を保存、継承し、三重の人づくり、地域づくりに貢献を実現していきます。</p>						

取組詳細

取組概要

三重の自然と歴史・文化に関する調査研究、資料の収集保存、交流創造や展示、アウトリーチ、広報宣伝・営業などの博物館活動を推進します。

取組内容等

(1) 調査研究費等 (6,633千円)

総合研究、専門研究、共同研究及び公文書館機能として歴史的文化的資産の調査研究活動や資料収集、資料修復、資料保存環境の管理、歴史的公文書等の補修・修復や整理を行います。

(2) 展示企画運用費等 (118,962千円)

開館年次の企画展については、総合博物館の特色を生かして、年間を通じ、新県立博物館の姿勢や各分野を代表するテーマによる「開館記念企画展」、また三重県博物館協会やまちかど博物館などとの連携による交流展示、基本展示を補完するトピック展示を織り交ぜて、さまざまなニーズの来館者に三重の多様で豊かな自然や歴史文化を感じて頂ける展覧会を開催します。また、交流創造エリアの中核をなす学習交流スペースにおいては、資料閲覧、レファレンス活動、開架書架・情報コーナーやワークショップコーナー等で各種事業を展開します。アウトリーチ活動としては、展示事業やシンポジウム、フィールドワークなどの博物館活動を地域との連携により展開することで、博物館利用者を広げます。

(平成26年度の企画展示実施計画)

【開館記念企画展】

- 第1弾 Mi eMu発進!
- 第2弾 日本の心 第62回神宮式年遷宮写真展
- 第3弾 できいぞ ミエゾウ!～化石が語る巨大ゾウの世界～
- 第4弾 祈りと癒しの地 熊野
- 第5弾 ふたりのウェディング事情
- 第6弾 親鸞～高田本山専修寺の至宝～

【交流展示】

- 三博協40周年記念展
- 企業とのコラボレーション展示
- 三重のまちかど博物館展
- 県民参画組織による展示

【トピック展示】

- Mi eMu誕生物語～みんなで作った博物館～
- くらしの道具を使ってみよう

(3) 広報宣伝・営業推進費 (19,291千円)

博物館全体の広報宣伝を推進するとともに、企業等への働きかけをはじめとする営業活動を推進します。

平成26年度事業概要(総合博物館管理運営費、総合博物館展示等事業費)

【収入】

(単価:千円)

項目	収支計画 (平年ベース)	平成26年度予算要求		備考
	金額(A)	金額(B)	うち 特殊要因分	
観覧料収入	42,000	66,568	16,693	
その他収入	41,500	33,635		
県費	345,500	384,057	49,954	
合計	429,000	484,250	66,647	

【支出】

(単価:千円)

	項目	収支計画 (平年ベース)	平成26年度予算要求		概要
		金額	金額	うち 特殊要因分	
総合博物館展示等事業	調査研究費等	9,000	6,633	0	大学等と連携した地域総合研究等
	展示の企画運用費等	84,500	112,527	34,845	開館記念企画展を6回開催 第1弾「MieMu発進！」 第2弾「日本の心 第62回神宮式年遷宮写真展」 第3弾「でかいぞ ミエゾウ！～化石が語る巨大ゾウの世界～」 第4弾「祈りと癒しの地 熊野」 第5弾「ふたりのウェディング事情」 第6弾「親鸞～高田本山専修寺の至宝～」 その他交流展・トピック展等の充実
	広報宣伝費	3,500	19,291	17,485	開館記念事業 広報キャンペーン
		97,000	138,451	52,380	
総合博物館管理運営	施設維持保守管理費等	140,000	145,717	6,317	警備 設備保守管理 清掃 電気料金等
		140,000	145,717	6,317	

※嘱託員等は人件費欄で整理するため、見積書予算額と差異があります。

合計	429,000	484,250	66,647	
-----------	----------------	----------------	---------------	--

※人件費については別途調整中のため、仮算定しています。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 環境生活部 男女共同参画・NPO課

1 事業概要

細事業名 *	マタニティ・ハラスメントのない職場づくり事業費				区分	新規	
	212	男女共同参画の社会づくり					
施策	21203	働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進					
	目標項目		25年度実績値		27年度目標値		
基本事業	女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合				27.0%		
選択・集中 重点化施策							
	重点						
根拠 (法令等)	男女共同参画社会基本法						
	男女共同参画推進条例 第2次男女共同参画基本計画						
予 年度 算 額 等 決算額	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
		一千円	一千円				
事業の目的	働くことを希望する女性が、妊娠・出産により離職を余儀なくされることなく仕事を継続し、その能力を発揮して活躍できるよう、マタニティ・ハラスメントのない安心して産み育てることができる職場環境をつくり、働く場における女性の活躍を進めます。						
	<ul style="list-style-type: none"> 働きたい女性が安心して妊娠・出産し、子育てしながら就業継続できる職場環境づくりのために、「雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」への企業の理解を深め、妊娠・出産した女性に対する支援制度の整備や適切な運用、職場の風土づくりを促します。 妊娠・出産や育児休業等に関する支援制度等について働く女性の理解を深めるとともに、継続して働く意欲の向上を図ります。 						
前年度からの 変更点							
事業の必要性と期待される効果	女性が仕事を続けるにあたっては、企業における仕事と子育ての両立支援とともに、妊娠期からの職場における理解と支援が求められています。マタニティ・ハラスメントのない職場環境になることで、働きたい女性が安心して妊娠・出産し、子育てしながら就業継続できます。それにより、働きながら第2子、第3子の出産を考える女性が増加します。						

2 取組詳細

取組概要

*

働くことを希望する女性が、妊娠・出産により離職を余儀なくされることなく仕事を継続し活躍できるよう、企業の経営者、幹部等を対象に研修会を開催し、マタニティ・ハラスメントの防止と女性が活躍できる支援制度の整備を促すとともに、企業が実施する研修会等に講師を派遣するなどし、必要に応じて支援制度を利用できる職場風土づくりを促します。また、働く女性を対象に、妊娠・出産、育児休業等に関する法令や支援制度の知識や就業継続の参考となる情報の提供と先輩ママの体験談等を聞く女子会を開催し、妊娠・出産後も働き続ける意欲を支援します。

取組内容等

(1) 女性を活かす職場づくり支援事業 701 千円 (701 千円)

- 企業の経営者、幹部等を対象とした研修会を雇用経済部、労働局等の関係機関と連携して開催し、女性の活躍を進める企業の事例等を通して、雇用機会均等法、育児・介護休業法の妊娠・出産や育児休業等に関する規定の遵守や女性の活躍を進める必要性への理解を深め、マタニティ・ハラスメント*の防止と支援制度の整備により女性が活躍できる職場づくりを促します。

※マタニティ・ハラスメント：働く女性に対する職場での妊娠・出産を理由とした不利益な取り扱いや精神的・肉体的な嫌がらせ

(2) 職場風土づくり支援事業 536 千円 (536 千円)

- 職場の風土づくりのために企業が開催する研修会等に講師を派遣し、妊娠や出産に対する従業員の理解を高め、マタニティ・ハラスメントがなく、必要に応じて支援制度を利用できる職場風土づくりを促します。また、マタニティ・ハラスメント防止の啓発資料を作成し、上司や同僚等さまざまな立場の従業員に広く啓発を図ります。

(3) 女性のキャリア継続支援事業 669 千円 (669 千円)

- 妊娠前及び妊娠・産休・育休中の働く女性を対象に、妊娠・出産、育児休業等に関する法令や支援制度の知識や就業継続の参考となる情報を得るとともに、就業継続している先輩ママを交え、どうしたら働き続けられるかを語る女子会を開催し、妊娠・出産後も働き続ける意欲を支援します。

◎働く女性の妊娠・出産等を取りまく現状と課題

マタニティ・ハラスメントの現状

- 働きながら妊娠した女性のうち、4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験
- ※ 連合非正規労働センター「マタニティ・ハラスメントに関する意識調査」
- 全国の労働局雇用均等室への労働者からの相談10,812件のうちマタニティ・ハラスメントに関する相談は2,902件、全体の26.8% (平成24年度)
- 三重労働局雇用均等室では労働者からの相談236件のうち、マタニティ・ハラスメントに関する相談は66件、全体の28.0%

マタニティ・ハラスメントの課題(起こる原因)

- 男性社員の妊娠・出産への理解不足・協力不足が51.3%と断然多い
- 会社の支援制度設計や運用の徹底不足(27.2%)、女性社員の妊娠・出産への理解不足・協力不足(22.0%)、フォローする周囲の社員への会社からの制度整備などのケア不足(21.1%)、職場の定常的な業務型(20.8%)が続く

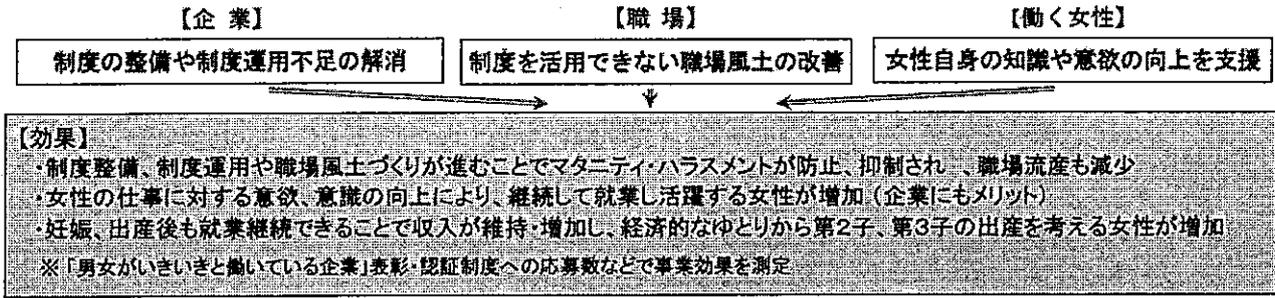
※同左の連合非正規労働センター調査

男女雇用機会均等法における婚姻、妊娠、出産等を理由とした不利益取扱いの禁止や母性健康管定等の規定、労働基準法における母性保護規定があるにもかかわらず、マタニティ・ハラスメントは続いている！

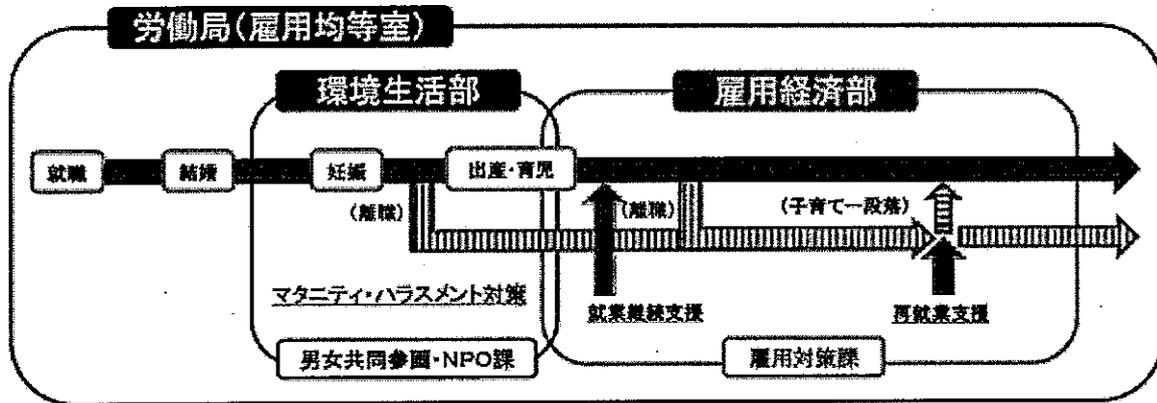
◎マタニティ・ハラスメント対策の必要性

- マタニティ・ハラスメントによる心身への負担や退職等による収入の減少は、第2子、第3子の出産を控える一因
- 理想の子ども数は「共働きタイプ」の方が、「片働きタイプ」よりも多い(特に女性の「共働きタイプ」では3人以上との回答が過半数)
- ※第2回みえ県民意識調査結果
- 働く女性の増加に伴い、制度整備や意識啓発が進まないとマタニティ・ハラスメントも増加すると予想

◎H26年度の取組



◎マタニティ・ハラスメント対策の現状



労働局（雇用均等室）

- ・労働局（雇用均等室）は男女雇用機会均等法の所管する機関として、就職から一貫して関わる。
- ・その中の一つとして、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等」「母性健康管理措置」等のマタニティ・ハラスメントに関連する法の順守について指導・助言等を行うが、用語として「マタニティ・ハラスメント」は使っていない。
- ・労働局の啓発は男女雇用機会均等法全体の順守を求めるものである。

雇用経済部（雇用対策課）

- ・雇用経済部は男女がいきいきと働ける職場、仕事と家庭の両立による女性の就業継続の実現、子育てが一段落したあとの再就業支援を実施。
- ・「マタニティ・ハラスメント」を直接対象とした事業は実施していない。

環境生活部（男女共同参画・NPO課）

- ・「マタニティ・ハラスメント」を直接対象とし、その防止のために企業の経営者・幹部、同僚等に対し働きかけを実施。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課

環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理PT

1 事業概要

細事業名	環境修復事業費				区	継続	
* 施策	152	廃棄物総合対策の推進				分	
	15203	不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進					
基本事業	目標項目		前年度実績値		27年度目標値		
	産業廃棄物の不法投棄総量				370トン以下		
選択・集中 重点化施策	緊10	地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト					
根拠 (法令等)	重点						
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法						
予 算 額 等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	予算額	※	526,629	1,620,567			
	決算額	397,683	295,514				
事業の目的	産業廃棄物の不適正処理事案について、行政代執行による環境修復の実施等により、不適正処理の是正を進め、地域の暮らしの安全・安心の確保を図ります。						
事業目標	不適正処理事案における支障除去の着手件数						
前年度から の変更点							
事業の必要性と期待される効果	過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、原因者による措置命令の履行などがなされない4つの事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）については、生活環境保全上の支障等の状況から、行政代執行による環境修復を実施し、地域の暮らしの安全・安心の確保を図ります。						

2 取組詳細

取組概要

過去に産業廃棄物が不適正処理された4つの事案において、産廃特措法に基づく国の支援を得て、順次、恒久的な対策を実施します。

*

取組内容等

(1) 環境修復事業

2,795,219千円(394,219千円)

4つの産業廃棄物の不適正処理事案について、産廃特措法に基づく国の支援を得て恒久対策を実施し、地域の暮らしの安全・安心を確保します。

①四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策等を実施していきます。

平成26年度は、中溜池側の調整池及び管理用道路の設置工事に着手します。(207,442千円)

②桑名市源十郎新田事案

PCB(ポリ塩化ビフェニル)やVOC(揮発性有機化合物)を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施していきます。

平成26年度は、一部掘削を伴う廃油の回収・処理及び汚染土壌の運搬・処分に着手します。

(768,243千円)

③桑名市五反田事案

促進酸化設備による地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施していきます。

平成26年度は、廃棄物等の掘削・除去の本体工事を引き続き実施します。(1,542,207千円)

④四日市市内山事案

霧状酸化剤(過酸化水素水)注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施していきます。

平成26年度は、整形覆土工を継続し、成形時に発生する廃棄物の処分を行います。

(269,237千円)

継続的なモニタリングが必要な他の事案について、水質等の分析を実施します。(8,090千円)

また、代執行費用の徴収に努めるとともに、排出事業者等の責任追及に向けて取り組んでいきます。

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理PT

1 事業概要

細事業名 *	環境修復事業費				区	継続	
						分	
施策	152	廃棄物総合対策の推進					
	15203	不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進					
基本事業	目標項目		前年度実績値		27年度目標値		
	産業廃棄物の不法投棄総量				370トン以下		
選択・集中 重点化施策	緊10	地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト					
	重点						
根拠 (法令等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法						
予 年度 算 額 等	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	※	526,629	1,620,567				
	397,683	295,514					
事業の目的	産業廃棄物の不適正処理事案について、行政代執行による環境修復の実施等により、不適正処理の是正を進め、地域の暮らしの安全・安心の確保を図ります。						
事業目標	不適正処理事案における支障除去の着手件数						
前年度から の変更点							
事業の必要性と期待される効果	過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、原因者による措置命令の履行などがなされない4つの事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）については、生活環境保全上の支障等の状況から、行政代執行による環境修復を実施し、地域の暮らしの安全・安心の確保を図ります。						

2 取組詳細

取組概要

過去に産業廃棄物が不適正処理された4つの事案において、産廃特措法に基づく国の支援を得て、順次、恒久的な対策を実施します。

*

取組内容等

(1) 環境修復事業

1,620,567千円(34,268千円)

産業廃棄物の不適正処理事案について、4事案全てにおいて産廃特措法に基づく実施計画に対し、環境大臣同意を得て恒久対策に着手し、地域の暮らしの安全・安心を確保します。

① 四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策等を実施していきます。

平成25年度は、処分場入口側の調整池や処分場天端部への進入路の設置に着手します。

② 桑名市源十郎新田事案

PCB(ポリ塩化ビフェニル)やVOC(揮発性有機化合物)を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施していきます。

平成25年度は、廃油の拡散防止のため、鋼矢板の設置に着手し、集油管等による廃油の回収は引き続き実施します。

③ 桑名市五反田事案

促進酸化設備による地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施していきます。

平成25年度は、掘削廃棄物等の選別・ストックヤードの整備、及び掘削・除去工事にかかる準備を実施します。

④ 四日市市内山事案

霧状酸化剤(過酸化水素水)注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施していきます。

平成25年度は、硫化水素発生抑制対策の効果を確認しつつ、整形覆土工に着手します。

継続的なモニタリングが必要な他の事案について、水質等の分析を実施します。

また、代執行費用の徴収に努めるとともに、排出事業者等の責任追及に向けて取り組んでいきます。

3 中間進捗情報

成果と残された課題*

4つの産業廃棄物の不適正処理事案については、平成25年4月9日までに、恒久対策にかかる実施計画に対し、環境大臣同意が得られました。今後、平成34年度末までに対策を完了するよう、着実に工事を実施していく必要があります。

① 四日市市大矢知・平津事案については、覆土等の本体工事にかかる詳細設計、地質調査及び用地測量を実施しています。また、対策後の跡地利用の調査業務に着手しました。今後、施工にかかる土地について、必要に応じて用地買収等を行っていく必要があります。

② 桑名市源十郎新田事案については、4月26日に行政代執行に着手し、集油管等による廃油回収を実施しています。また、囲い込み工に一部着手するとともに、掘削を伴う廃油の回収・処理

の本体工事にかかる詳細設計を実施しています。当該事案は河川区域内であり、原則的に施工は濁水期に限定されるため、適切な工事進捗を図っていく必要があります。

- ③ 桑名市五反田事案については、廃棄物等の掘削・除去の本体工事にかかる詳細設計が完了し、選別・ストックヤード進入用の仮橋設置工事に着手しました。当該事案の対策区域は民家が隣接するため、施工時には周辺環境対策に留意していく必要があります。
- ④ 四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入設備工事が6月末に完成し、注入を開始しています。また、整形覆土工等の本体工事にかかる詳細設計を実施しています。今後、霧状酸化剤の注入対策から整形覆土工へ移行する時期を適切に判断する必要があります。

継続的なモニタリングが必要な事案について、水質等の分析を実施しました。

代執行費用の徴収は国税滞納処分の例によることとなっており、引き続き原因者の財産調査等を実施しています。

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向*

〔下半期〕

4つの産業廃棄物の不適正処理事案について、残り2事案（四日市市大矢知・平津事案、桑名市源十郎新田事案）についても、平成25年度内に恒久対策に着手します。

- ① 四日市市大矢知・平津事案については、処分場入口側の調整池及び処分場天端部への進入路の設置工事に着手します。用地の確保について引き続き適切に実施していきます。
- ② 桑名市源十郎新田事案については、一部掘削を伴う廃油の回収・処理に着手します。限られた施工期間に対応できるよう、適切な進捗管理に努めます。
- ③ 桑名市五反田事案については、掘削廃棄物等の選別・ストックヤードの整備を行います。また、廃棄物等の掘削・除去の本体工事に着手します。周辺環境対策には十分留意して施工していきます。
- ④ 四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入を継続するとともに、整形覆土工に着手します。整形覆土工の着手に当たっては、霧状酸化剤の注入による硫化水素発生抑制対策の効果を十分考慮して時期を判断します。

継続的なモニタリングが必要な事案について、引き続き水質等の分析を実施します。

代執行費用の徴収については、原因者の財産調査等を引き続き実施します。また、排出事業者等の責任追及についても引き続き取り組みます

〔翌年度〕

平成34年度末までに対策を完了するよう、着実に工事を実施していきます。なお、工事の実施に当たっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。

- ① 四日市市大矢知・平津事案については、中溜池側の調整池及び管理用道路の設置工事に着手します。
- ② 桑名市源十郎新田事案については、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施していきます。
- ③ 桑名市五反田事案については、廃棄物等の掘削・除去を実施していきます。
- ④ 四日市市内山事案については、整形覆土工を実施していきます。

継続的なモニタリングが必要な事案について、引き続き水質等の分析を実施します。
 代執行費用の徴収について、引き続き換価可能財産の把握に努めます。また、排出事業者等の責任追及に向けて取り組んでいきます。

4 年間実施結果

取組結果

成果と残された課題*

(1) 成果

(2) 課題

見直しの視点^{注1}

事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
 ■該当なし

見直しの方向

廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)
見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) ■現行通り 拡充

民間活力の活用^{注2}

人材派遣 委託 PFI等 指定管理者制度 地方独立行政法人 ■現行通り

今後に向けた改善のポイントと取組方向*

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

地域の暮らしの安全・安心を確保するため、産廃特措法に基づく国の支援を得て、行政代執行により恒久対策を実施していくため。

(2) 課題への対応

4つの産業廃棄物の不適正処理事案について、平成34年度末までに対策を完了するよう、着実に工事を実施していきます。

総
合
判
断

1 事業概要

細事業名	廃棄物系バイオマスに係る再資源化等事業化検討事業				区分	継続
	152	廃棄物総合対策の推進				
施策	15202	産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進				
基本事業	目標項目		25年度現状値	27年度目標値		
	産業廃棄物の再生利用率		41.1% (24年度)	42.2% (26年度)		
選択・集中						
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	予算額 (千円)	(13,529千円)	(19,686千円)			
予算額等	決算額 (千円)					
事業の目的	<p>三重県では廃棄物の資源化率が、平成22年度実績値で全国平均(53%)より低い状況(36.9%)にあることから、循環型社会の構築に向け、廃棄物の資源化を進めるため、地域の未利用資源である廃棄物系バイオマス（動植物性残さ、食品廃棄物）の循環利用の取組を促進します。</p>					
事業目標	<p>循環型社会の構築に向け、平成24～26年度の3カ年で、事業案の策定から、事業化検討、実施計画の策定、モデル的な実証実験の実施までを総合的にサポートし、地域内循環の核となるバイオマス資源化ビジネスの確立を促すとともに、県内におけるバイオマス廃棄物の資源化を促進します。</p>					
前年度からの変更点	<p>（平成24、25年度は、細事業名「産業廃棄物適正処理推進事業費」のなかの一事業という位置づけであったが、今年度から細事業として実施）</p>					
事業の必要性と期待される効果	<p>民間活力を活かして、これまで利用の進んでいない廃棄物系バイオマスの循環利用を促進することにより、資源化率の向上や地域資源を活用した再生可能エネルギーの普及、地域経済の活性化につながることを期待されます。</p>					

2 取組詳細

取組概要

*

平成 25 年度の事業化検討において、事業化の核となる事業者間の連携が形成された事業案について、事業主体が行う事業化に向けた調整や実証実験に対する技術的支援を行うとともに、実験結果の評価を行います。

取組内容等

<廃棄物系バイオマスに係る再資源化等事業化検討事業>

【取組内容】

・平成 25 年度に津地区と鳥羽志摩地区の 2 地域で実施した研究会において事業化検討されたそれぞれの事業案について、地域における協議会等で、事業主体が円滑に実証試験に着手できるよう協力するとともに、実証試験の実施について技術的支援を行います。

また、本事業の実施に当たっては、学識者による検討委員会において、実証試験の実施に向けた検討内容や試験結果の評価等について助言をいただきながらすすめます。

○実証実験支援業務委託の概要

- | | |
|---|---|
| <p>1 準備段階の支援</p> <p>(1) 廃棄物循環システムの構築支援</p> <p>(2) 関係法手続き等調査・助言</p> <p>2 実施段階の支援</p> <p>(1) 受入・処理に伴う課題解決支援</p> <p>(2) データ取得・分析支援</p> | <p>3 実証実験の評価</p> <p>(1) 実証実験結果の評価</p> <p>(2) 報告書作成</p> <p>4 運営支援（地域協議会・検討委員会）</p> |
|---|---|

○2 地域における事業案の内容

	津地域	鳥羽志摩地域
事業案	有機性汚泥の燃料化	食品廃棄物等のメタン発酵
事業スキーム		
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 工場内での新たな処理手法の確立 排出事業者間の連携による地域エネルギー循環システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> 資源化の入口から出口までの経済性のある地域循環の仕組みの構築 再生可能エネルギーの普及と自立分散型電源の確保

【当初予算額（うち一般財源）】

○実証実験支援業務委託	16,710千円(0円)
○検討委員会経費	833千円(0円)
○その他事務的経費	984千円(0円)
計	18,527千円(0円)

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課

1 事業概要

細事業名	産業廃棄物適正処理推進事業費				区分	継続	
施策	152	廃棄物総合対策の推進					
	15202	産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進					
基本事業	目標項目		前年度現状値		27年度目標値		
	産業廃棄物の再生利用率		41.1% (23年度実績)		42.2% (26年度実績)		
選択・集中							
年度 予算額 (千円) 決算額 (千円)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
		36,971千円	36,603千円				
事業の目的	産業廃棄物を排出する者及び処理する者に対し、法令等に基づく適切な指導等を行うことにより、産業廃棄物の減量化及び適正処理を推進します。						
事業目標	産業廃棄物の処理実態を把握・分析し、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理を推進するための施策を進めます。						
前年度からの変更点							
事業の必要性と期待される効果	産業廃棄物の適正処理を確保・推進することができます。 産業廃棄物の排出事業者、処理業者、土地所有者等のそれぞれに課された処理責務を果たすよう、指導・啓発を行っていきます。						

2 取組詳細

取組概要	産業廃棄物処理業や廃棄物処理施設に係る許可申請の審査、産業廃棄物処理の実績の把握、廃棄物系バイオマスの循環的利用の促進等を実施します。
*	
取組内容等	

(1) 産業廃棄物適正処理推進事業費 36,603千円（うち一般財源 △85,476千円）

・産業廃棄物処理業や処理施設設置に係る許可申請等の厳正かつ速やかな審査を行い、既に許可を受けている処理業者の中で欠格要件に該当するなど、事業を的確かつ継続的に行う一定の基準に適合しない者に対しては、許可の取消処分を行い、その結果について報道機関への資料提供及び県のホームページへの掲

載を行います。

・排出事業者が適切な処理業者を選択することができるよう、産業廃棄物処理業者に関する優良認定審査を行い、優良産業廃棄物処理業者の名簿をホームページで公開し、随時更新を行います。

・特定建設資材廃棄物の再資源化施設の受入条件等の情報を更新し、ホームページに掲載します。

・廃棄物処理法の改正により、平成 23 年度から実施が必要となった、廃棄物焼却施設及び廃棄物最終処分場の定期検査を実施します。

・産業廃棄物処理業者の前年度における産業廃棄物処理処分実績について調査を行い、公表するとともに、県内事業者の指導に活用します。

・循環型社会の形成に向け、民間によるバイオマス循環利用の事業化を目指して、平成 24～26 年度の 3 か年で、事業案の策定から、事業化検討、実施計画の策定、モデル的な実証実験の実施までを総合的にサポートする廃棄物系バイオマスに係る再資源化等事業化検討事業を実施しています。平成 25 年度は、平成 24 年度の県内の地域特性に関する予備調査を踏まえ、津地域と鳥羽志摩地域で研究会を設置し、事業スキームと仕組みづくり等、具体的なバイオマス事業化のための検討を進めていきます。

(参考：廃棄物系バイオマスに係る再資源化等事業化検討事業のみの事業費 19,686 千円)

3 中間進捗情報

成果と残された課題*

・産業廃棄物処理業や処理施設に係る許可申請等の厳正かつ速やかに審査を行うとともに、許可の取消処分や優良産業廃棄物処理業者の名簿を公開しました。

・バイオマス循環利用の事業化については、津地域で 2 回、鳥羽志摩地域で 1 回の研究会を開催し、事業化に向け検討を進めることを参加者の共通の認識としました。そうしたなか、津地域では、3つの事業化案の提案があるなかで、事業者のマッチングによる連携の形成に向け事業化可能性の多角的な検討を行う必要があります。また、鳥羽志摩地域では、バイオマスビジネスが成り立つための地域の仕組みづくりに向け関係者の理解と連携を図る必要があります。

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向*

※残った課題に対して、下半期及び翌年度に向けて見直すべき取組はないかを検討し、今後の取組を整理する。

〔下半期〕

・バイオマス循環利用の事業化について、津地域と鳥羽志摩地域で引き続き研究会を開催し、参加者だけでなく様々な主体の意見を踏まえて、事業者の連携や地域の仕組みづくりのための検討を進めます。

〔翌年度〕

・平成 25 年度のバイオマス循環利用の事業化検討において、事業化の核となる事業者間の連携が形成された事業案について、事業者による実証実験の技術的な支援等を行うとともに、実証結果を基に成果を検証しバイオマスビジネスの普及に繋げていきます。

4 年間実施結果

取組結果

※年間の取組結果（実績）を記載する。

成果と残された課題*

(1) 成果

※ 事業目的に照らして、どのような成果が得られたかを記載する。

(2) 課題

※ 事業目的を達成するために、次年度に向けて残った課題を記載する。

※ 効率的・効果的に事業目的を達成するために、事業の実施方法に問題がなかったかを整理する。

見直しの視点^{注1}

事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
該当なし

総

見直しの方向

廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)
見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) 現行通り 拡充

合

民間活力の活用^{注2}

人材派遣 委託 PFI等 指定管理者制度 地方独立行政法人 現行通り

判

今後に向けた改善のポイントと取組方向*

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

※ 見直しの視点・方向、民間活力の活用で該当する項目を選択した理由を記載する。

(2) 課題への対応

※ 残った課題に対して、次年度に向けて見直すべき取組はないかを検討し、今後の対応を整理する。

※ 効率的・効果的な事業実施のために、どのような改善を行う必要があるかを整理する。

断

【注1】

①各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の5つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に■を記入してください。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

② 上記①の結果を踏まえ、別紙「事務事業見直しの判断基準」のどの観点から事業を見直すかを検証し、「見直しの方向」の該当する項目に■を記入します。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

【注2】詳細は、別紙「三重県民間活力等活用指針（仮称）」を参照し、あてはまるものに■を記入します(重複可)